

区民委員会報告資料

令和元年 11月12日

報告事項件名	頁
1 足立区文化・読書・スポーツ分野計画策定の進捗状況について	2
2 足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について	4
3 ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール） 指定管理者業務評価結果について	7
4 （旧）足立区野外レクリエーションセンターのバンガロー等解体工事について	14
5 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正について	15
6 足立区地域体育館条例施行規則の一部改正について	18
7 足立区営運動場条例施行規則の一部改正について	21
8 足立区温水プール条例施行規則の一部改正について	25
9 足立区立千寿本町小学校温水プール条例施行規則の一部改正について	27
10 足立区東綾瀬公園温水プール条例施行規則の一部改正について	29

(地域のちから推進部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年 1 1 月 1 2 日

件 名	足立区文化・読書・スポーツ分野計画策定の進捗状況について
所管部課名	地域のちから推進部 文化・読書・スポーツ計画担当課、地域文化課、 スポーツ振興課、中央図書館
内 容	<p>人生100年時代を迎えた今、区では、区民一人ひとりが生きがいを持ち、心豊かに生きていくためのきっかけや仕組みづくりとして、令和元年度末を目途に、足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議（以下、「推進会議」。）にて3つの計画の策定を一体的に進めている。</p> <p>策定にあたり、第9回ならびに第10回推進会議を下記のとおり開催した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 第9回推進会議について</p> <p>(1) 日時・場所 令和元年9月6日（金）午後2時30分から午後4時30分まで 足立区こども未来創造館 ギャラクシティふぉーらむ（多目的室）</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 「アンケート結果の分析（子どもの健康・生活実態調査との連携による分析）」について、事務局から説明。</p> <p>イ 推進会議委員（以下、「委員」。）が「文化」「読書」「スポーツ」の専門部会ごとに3つのグループに分かれて、事務局にて整理した個別計画の素案について検討。</p> <p style="text-align: center;">【主な検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案 第1章 共通理念 ・ 同 第2章 計画の考え方 ・ 同 第3章 現状と課題 ・ 同 第4章 施策展開（「1施策体系」のみ共有） <p>ウ グループで検討した結果を全体で共有し、第10回推進会議にて事務局から再度整理した計画素案を提示することを説明。</p> <p>2 第10回推進会議について</p> <p>(1) 日時・場所 令和元年10月28日（月）午前10時から正午まで 足立区こども未来創造館 ギャラクシティふぉーらむ（多目的室）</p>

	<p>(2) 主な内容</p> <p>ア 委員が「文化」「読書」「スポーツ」の専門部会ごとに3つのグループに分かれ、第9回推進会議での意見を踏まえて事務局にて整理した計画素案及び指標案について検討。</p> <p>【主な検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案 第4章 施策展開 ・ 成果指標、活動指標 <p>イ グループで検討した結果を全体で共有のうえ、第10回推進会議での意見を踏まえて計画素案及び指標案を策定することについて、委員から正副会長に一任。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>第10回推進会議での意見を踏まえ、正副会長のもと、個別計画の素案をまとめていく。</p> <p>なお、パブリックコメントを11月末より実施する予定。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年 1 1 月 1 2 日

件 名	足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について																																																																																																
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課、スポーツ振興課、中央図書館																																																																																																
内 容	<p>生涯学習関連施設指定管理者の平成30年度業務について、足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という）による評価を行ったので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主な業務内容 足立区生涯学習関連施設の管理、運営</p> <p>2 指定管理者および平成30年度指定管理料</p> <p>(1) 生涯学習センター 【参考】 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 30%;">指定管理者</th> <th style="width: 10%;">H30 評価</th> <th style="width: 10%;">H29 評価</th> <th style="width: 25%;">指定管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>生涯学習センター</td> <td>あだち学びときずな創造事業体</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">222,811,524</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域学習センター 【参考】 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 30%;">指定管理者</th> <th style="width: 10%;">H30 評価</th> <th style="width: 10%;">H29 評価</th> <th style="width: 25%;">指定管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>伊興地域学習センター</td><td>(株)グランディオサービス</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">73,663,416</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>梅田地域学習センター</td><td>ヤオキン商事(株)</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">152,092,560</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>興本地域学習センター</td><td>(株)TM エンタープライズ</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">71,883,050</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>江北地域学習センター</td><td>(株)TM エンタープライズ</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">101,245,748</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td>佐野地域学習センター</td><td>(株)グランディオサービス</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">77,785,680</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td>鹿浜地域学習センター</td><td>ヤオキン商事(株)</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">72,669,120</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td>新田地域学習センター</td><td>(株)グランディオサービス</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">60,521,329</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td>竹の塚地域学習センター</td><td>ヤオキン商事(株)</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">116,769,270</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td>中央本町地域学習センター</td><td>ヤオキン商事(株)</td><td style="text-align: center;">B</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">97,484,180</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10</td><td>東和地域学習センター</td><td>ヤオキン・ASCC 共同事業体</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">98,772,116</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11</td><td>舎人地域学習センター</td><td>ヤオキン商事(株)</td><td style="text-align: center;">A-</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">75,219,580</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12</td><td>花畑地域学習センター</td><td>TM・アズビル共同事業体</td><td style="text-align: center;">B</td><td style="text-align: center;">B+</td><td style="text-align: right;">112,924,620</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">13</td><td>保塚地域学習センター</td><td>(株)グランディオサービス</td><td style="text-align: center;">A-</td><td style="text-align: center;">A-</td><td style="text-align: right;">60,677,696</td></tr> </tbody> </table>		施設名	指定管理者	H30 評価	H29 評価	指定管理料	1	生涯学習センター	あだち学びときずな創造事業体	B	B	222,811,524		施設名	指定管理者	H30 評価	H29 評価	指定管理料	1	伊興地域学習センター	(株)グランディオサービス	B+	B+	73,663,416	2	梅田地域学習センター	ヤオキン商事(株)	B+	B+	152,092,560	3	興本地域学習センター	(株)TM エンタープライズ	B+	B+	71,883,050	4	江北地域学習センター	(株)TM エンタープライズ	B+	B+	101,245,748	5	佐野地域学習センター	(株)グランディオサービス	B+	B+	77,785,680	6	鹿浜地域学習センター	ヤオキン商事(株)	B+	B+	72,669,120	7	新田地域学習センター	(株)グランディオサービス	B+	B+	60,521,329	8	竹の塚地域学習センター	ヤオキン商事(株)	B+	B+	116,769,270	9	中央本町地域学習センター	ヤオキン商事(株)	B	B+	97,484,180	10	東和地域学習センター	ヤオキン・ASCC 共同事業体	B+	B+	98,772,116	11	舎人地域学習センター	ヤオキン商事(株)	A-	B+	75,219,580	12	花畑地域学習センター	TM・アズビル共同事業体	B	B+	112,924,620	13	保塚地域学習センター	(株)グランディオサービス	A-	A-	60,677,696
	施設名	指定管理者	H30 評価	H29 評価	指定管理料																																																																																												
1	生涯学習センター	あだち学びときずな創造事業体	B	B	222,811,524																																																																																												
	施設名	指定管理者	H30 評価	H29 評価	指定管理料																																																																																												
1	伊興地域学習センター	(株)グランディオサービス	B+	B+	73,663,416																																																																																												
2	梅田地域学習センター	ヤオキン商事(株)	B+	B+	152,092,560																																																																																												
3	興本地域学習センター	(株)TM エンタープライズ	B+	B+	71,883,050																																																																																												
4	江北地域学習センター	(株)TM エンタープライズ	B+	B+	101,245,748																																																																																												
5	佐野地域学習センター	(株)グランディオサービス	B+	B+	77,785,680																																																																																												
6	鹿浜地域学習センター	ヤオキン商事(株)	B+	B+	72,669,120																																																																																												
7	新田地域学習センター	(株)グランディオサービス	B+	B+	60,521,329																																																																																												
8	竹の塚地域学習センター	ヤオキン商事(株)	B+	B+	116,769,270																																																																																												
9	中央本町地域学習センター	ヤオキン商事(株)	B	B+	97,484,180																																																																																												
10	東和地域学習センター	ヤオキン・ASCC 共同事業体	B+	B+	98,772,116																																																																																												
11	舎人地域学習センター	ヤオキン商事(株)	A-	B+	75,219,580																																																																																												
12	花畑地域学習センター	TM・アズビル共同事業体	B	B+	112,924,620																																																																																												
13	保塚地域学習センター	(株)グランディオサービス	A-	A-	60,677,696																																																																																												

(3) スポーツ施設

【参考】 単位：円

	施設名	指定管理者	H30 評価	H29 評価	指定管理料
1	総合スポーツセンター	ミズノ・日立ビルシステム・ウェルネス クラブグループ	B+	B+	226,618,664
2	竹の塚温水プール・体育館 (スイムスポーツセンター)	TM・アズビル共同事業体	B+	B+	147,185,420
3	東綾瀬公園温水プール	野村不動産ライフ&スポーツ・パートナーズ共同事業体	B+	A-	74,638,340
4	千寿本町小学校温水プール	フジ・高橋工業プール管理共同体	B+	B+	69,914,380
5	平野運動場	ヤオキン商事(株)	B+	B	21,741,220

(4) 文化施設

【参考】 単位：円

	施設名	指定管理者	H30 評価	H29 評価	指定管理料
1	足立区文化芸術劇場 (シアター1010)	共立・キョードー東京・大星ビル管理 共同事業体	A	A	258,040,000 (光熱水費含)

3 評価対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 評価委員会開催日

令和元年8月27日(火)、30日(金)

5 評価委員会委員構成(計5名)

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	岩永 雅也 【委員長】	放送大学 副学長
	高井 正	立教大学 学校・社会教育講座 特任准教授
	酒井 雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士
区民	早坂 津夜子	
区職員	下河邊 純子	青少年課長

6 評価方法

- (1) 指定管理者による自己評価(セルフチェック)
- (2) 区職員による実態調査(モニタリング)
- (3) 利用者アンケートの集計・分析結果

(4) 評価委員会に諮問し、総合評価について答申を得る。
 評価委員会では事務局が作成した資料の確認及び施設統括責任者とのヒアリングにより、区の評価及び指定管理者評価を第三者の視点で審査する。

※ 5か年計画が導入された施設についてはプレゼンテーションを行い、評価委員による審査を行う。

(5) 標準点3点に満たない改善が必要な評価項目については、継続審査扱いとなり、翌年度の評価委員会において、再度、改善の可否を審査する。

<評価委員会提出資料>

1	業務評価シート
2	評価チェックシート
3	利用者アンケート集計結果

7 評価結果

別添「平成30年度 足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価資料」参照

すべての施設がB評価（標準点）以上である。

8 委員会での主な意見と対応等

(1) 5か年計画のプレゼンテーションによる評価について

意見：① 長期的な目で見ると、意欲を見る等の評価が必要

② チェックシートによる数値的な評価は毎年実施し、プレゼンテーションによる定性的な評価を隔年等に実施してはどうか。

対応策：来年度以降の5か年計画のプレゼンテーション評価については、評価後の指定管理者の改善という観点から、1年目、3年目等にプレゼンテーション評価を検討。

(2) 生涯学習センターや文化芸術劇場について

意見：地域学習センターと性質が異なるので、評価委員会での審議時間を多く取るべきではないか。

対応策：審議時間の拡充について検討していく。文化芸術劇場は、別途評価委員会を設置する予定である。

9 評価結果の公表

区ホームページに令和元年11月下旬頃掲載予定

問題点
 今後の方針

- 1 評価により明らかになった課題について、各指定管理者に通知し、改善を促していく。
- 2 評価指標の見直しを継続的に行う。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年 1 1 月 1 2 日

件 名	ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール） 指定管理者業務評価結果について																	
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課																	
内 容	<p>ギャラクシティ指定管理者の平成30年度業務について、足立区ギャラクシティ運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主な業務内容 足立区こども未来創造館及び足立区西新井文化ホールの管理、運営 2 指定管理者 みらい創造堂（代表団体 ヤオキン商事株式会社） 3 指定管理料 平成30年度 464,840,210円（税込） 4 評価対象期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 5 評価委員会開催日 令和元年7月31日（水）、8月1日（木） 6 評価委員会委員構成（計6名） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 35%;">氏 名</th> <th style="width: 50%;">役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">学識 経験者 (有識者 含む)</td> <td style="text-align: center;">宮田 隆志 【委員長】</td> <td>東京大学大学院理学系研究科 教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">渡辺 千歳 【副委員長】</td> <td>東京未来大学こども心理学部 教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伊志嶺 絵里子</td> <td>東京藝術大学音楽学部 非常勤講師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">酒井 雅男</td> <td>銀座ヒラソル法律事務所 弁護士</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区民</td> <td style="text-align: center;">北村 雅文</td> <td>足立区立小学校PTA連合会 副会長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四宮 淳司</td> <td>足立区少年団体連合協議会 副会長</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	氏 名	役職等	学識 経験者 (有識者 含む)	宮田 隆志 【委員長】	東京大学大学院理学系研究科 教授	渡辺 千歳 【副委員長】	東京未来大学こども心理学部 教授	伊志嶺 絵里子	東京藝術大学音楽学部 非常勤講師	酒井 雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士	区民	北村 雅文	足立区立小学校PTA連合会 副会長	四宮 淳司	足立区少年団体連合協議会 副会長
種 別	氏 名	役職等																
学識 経験者 (有識者 含む)	宮田 隆志 【委員長】	東京大学大学院理学系研究科 教授																
	渡辺 千歳 【副委員長】	東京未来大学こども心理学部 教授																
	伊志嶺 絵里子	東京藝術大学音楽学部 非常勤講師																
	酒井 雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士																
区民	北村 雅文	足立区立小学校PTA連合会 副会長																
	四宮 淳司	足立区少年団体連合協議会 副会長																

7 評価方法

- (1) 指定管理者による自己評価（セルフチェック）
- (2) 区職員による実態調査、利用者アンケートの集計・分析
- (3) 評価委員会に諮問し、総合評価の答申を得る。

評価委員会では事務局が作成した資料の確認、各評価項目について指定管理者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、区の評価及び指定管理者の評価について第三者の視点で審査を行う。

- (4) 標準点3点に満たない改善が必要な評価項目については、継続審査扱いとなり、翌年度の評価委員会において、再度、改善の可否を審査する。

<評価委員会提出資料>

1	業務評価シート
2	評価チェックシート
3	利用者アンケート集計結果

8 評価結果

評価は7段階の評価で5番目である「B」（標準点）であった。

平成30年度		【参考】平成29年度	
評価点	評価	評価点	評価
111/180	B	915/1000	A+

※ 昨年度は「A+」であるが、平成30年度評価より区評価基準に統一したため、評価結果に差が生じている（評価項目及び評価基準は、別紙1「こども未来創造館・西新井文化ホール 業務評価シート」参照）。

9 委員会での主な意見と対応等

- (1) 指定管理者のヒアリングについて、項目すべての説明がほしい。
- (2) 評価の方法について、数値的な結果だけでなく、指定管理者の取り組み状況や利用者側の意見などデータで見えない部分について評価する裁量があるほうが良い。

対応策：指定管理者のヒアリング時間を延長するとともに、評価委員会への提出資料について、根拠資料や指定管理者実施のアンケート結果、事業報告書等の追加を検討する。

10 評価結果の公表

区ホームページに令和元年11月下旬頃掲載予定

問題点
今後の方針

- 1 評価により明らかになった課題について、指定管理者に通知し、改善を促していく。
- 2 評価指標の見直しを継続的に行う。

こども未来創造館・西新井文化ホール 業務評価シート

こども未来創造館・西新井文化ホール（ギャラクシティ）

施設名/ ギャラクシティ

【評価対象年度】平成30年度 【自己評価】平成31年4月30日 【評価委員会】令和元年8月1日
 【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点
 水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

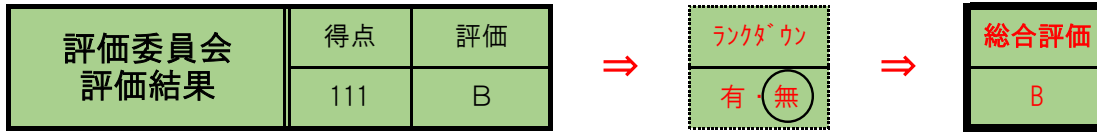
大項目	中項目	確認項目	評価点				
1 管理状況	A 適切な管理の履行	協定(評価点×2)や事業計画に沿って適切に管理が行われているか	評価点×2				
			指定管理者	担当課	評価委員会		
		1	施設運営業務等が適正に実施されている ◆計画どおりの開館、利用者対応、図書受渡、予約受付 など	6.0	2.0	12.0 (満点=30点)	
		2	職員の勤務状況・体制が適切である ◆適正なスキルと経験を有した人員配置 など	6.0	2.0		
		3	人材育成の取り組み(意識、接客の向上) ◆定期的な業務実施手順見直し、ボランティア育成、研修の実施 など	6.0	6.0		
			指定管理者記入欄	【アピールポイント】4月から運営開始したが、遊具施設には運用経験者を配置し、足立区予約システムに熟知している人材を投入したので、軌道に乗るまで時間を要しなかった。大きな混乱なく運営管理できた。			
				【改善すべき点・課題等】			
			区記入欄	【特記事項】接遇に関する区民の声が多いなど、研修等の実施や改善に向けた仕組み作りに努められたい。来館者目線での施設運営と人材育成方針を旨に次年度は運営されることを期待する。			
			評価記入欄	【評価すべき点】 【改善すべき点】全体的にマンパワーをはじめとしたリソースが不足している印象。人材の融通等、臨機応変に対応できる人材を育成してほしい。また、ボランティアの活動人数が減少しているとのことなので、よりボランティアのモチベーションアップに取り組んで欲しい。 【その他注意点】			
		B 安全性の確保		施設の安全性は確保されているか	評価点		
	指定管理者			担当課	評価委員会		
1	施設・設備の点検が計画通り行われ、不具合等適切に対応している ◆日常点検、定期点検の実施、不具合発生時の対応 など			3.0	3.0	13.0 (満点=20点)	
2	施設・設備の経年劣化に対応している ◆設備状況の把握、改修・修繕提案 など			5.0	5.0		
3	利用者が快適に利用できるよう、施設の管理が適切に行われている ◆日常清掃、定期清掃の実施、外溝・駐車場の管理 など			3.0	3.0		
4	危機管理(防災・防犯・事故対応)が適切に行われている ◆防火管理者、防火管理計画、防災訓練の実施、鍵の適正管理 マニュアルの策定と周知 など			3.0	2.0		
	指定管理者記入欄			【アピールポイント】体験型防災アトラクション、防災ウォーキング、警察に協力していただいた防災啓発イベントを実施。24時間体制の中央監視員や男性職員の定時巡回で安全を強化。土日や繁忙期に、フロアスタッフを配置して、安全・混雑対策に努めた。			
				【改善すべき点・課題等】			
	区記入欄			【特記事項】概ね適切に管理されているが、前指定管理者からの継続雇用者が多いためか改めて緊急時の対応について確認をしているように見受けられなかった。マニュアルや連絡体制など再確認されたい。			
	評価記入欄			【評価すべき点】 【改善すべき点】事故に対する認識を積極的に持ってほしい。ヒヤリハットを含めた事案整理、マニュアル化及び積極的な研修が望まれる。 【その他注意点】			

	個人情報保護、各種法令等は遵守されているか	評価点		
		指定管理者	担当課	評価委員
C 法令等の遵守 (※倫理性も含む)	1 個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定、研修の実施 など	3.0	3.0	9.0 (満点=15点)
	2 個人情報事故への対応 ◆個人情報に関する事故が発生しなかったか	3.0	3.0	
	3 各種法令等の遵守 ◆労働基準法、公契約条例等の関係法令は遵守されているか	3.0	3.0	
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】相当の事業数、子ども中心の施設がら、個人情報保護に一層注力した。講座受付時、カナ名と電話番号の最低限の情報収集にとどめ、終了後速やかに破棄。SNS等広域の広報ツールを使用するため、写真撮影や掲載の許諾は毎回行う。 【改善すべき点・課題等】		
	区記入欄	【特記事項】問題なく取り組んでいる。		
評価記入委員欄	【評価すべき点】特に問題なく対応できている。 【改善すべき点】 【その他注意点】			
D 適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	評価点		
	指定管理者	担当課	評価委員	
	1 適正な財政状況及び経理処理を行っている ◆30年度収支 (▲81,768千円) ◆経理の明確な区分、経理担当者の配置、帳簿、関係書類の整備 など	2.0	2.0	2.0 (満点=5点)
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】 【改善すべき点・課題等】OA機器、消耗品、制服代などの初期費用の他、大型イベント、夏休みイベント、文化ホール興行などの事業費やそれに係る人件費などがかさんだ。コスト削減や事業費の見直しで、収支バランスを整えていく。		
	区記入欄	【特記事項】収支がマイナスであったため減点とした。指定管理初年度ということもあり、計画が立てづらい面もあったと思うが、次年度以降は適切な財務運営を期待する。		
評価記入委員欄	【評価すべき点】 【改善すべき点】健全な財務運営に向けて、早急な対応が望まれる。 【その他注意点】			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
2 事業 効果	A こども未来創造館事業の取り組み	こども未来創造館 仕様書や事業計画、5カ年計画に沿った事業が提供されているか	指定管理者	担当課	評価委員	
		1	利用促進に向けた取り組み（広報・PR等） ◆ホームページ、区広報誌、外部媒体の活用 など	5.0	4.0	27.0
		2	遊び・創作・科学体験事業 ◆フリースペース事業、必須事業、提案型必須事業 など	3.0	3.0	
		3	運動系体験事業 ◆フリースペース事業、スペースあすれちっく、がんばるウォール、クライミングぱーく、クライミングレベルアップ事業 など	2.0	2.0	
		4	幼児・親子向け事業、子育てサロン事業及び一時預かり事業 ◆親子フリースペース、親子ふれあい、子育て講座・交流事業 など	2.0	2.0	
		5	まるちたいけんドーム活用事業 ◆プラネや多彩な映像投影・番組制作、天体観測会、天体関連講演会 など	3.0	3.0	
		6	アウトリーチプログラム事業 ◆移動天体プログラム、ワークショップキャラバン、体験キット貸出 など	4.0	4.0	
		7	開発事業 ◆遊び体験プログラム開発、デジタルコンテンツ開発、体験キット開発、ボランティア団体育成、コラボらぼの整備 など	2.0	2.0	
		8	ふれあい交流事業 ◆販売協力団体の開発、憩い、交流の場の開発、中高生の居場所事業 など	4.0	4.0	
		9	大人体験事業 ◆平日クライミングウォール、プラネ規定曜日投影 など	4.0	4.0	
		指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】社会体験事業「こどもおしごとらんど」では、20種の業種を紹介し、お金に関する教育や仕事の心構えなどを楽しく学べるイベントとして実施。対価として仮想通貨を渡し、館内で使用したり、預けられる「ギャラク銀行」を設置。将来の社会人としての基盤作り。</p> <p>【改善すべき点・課題等】平日クライミングウォールが立ち遅れた。11月21日からインストラクター付きのクライミング講座を子ども・大人向けに実施。来期は平日クライミングウォールを実施し、目玉事業としていく。</p>			
		区記入欄	【特記事項】			
		評価委員記入欄	<p>【評価すべき点】「こどもおしごとらんど」は、子どもが仕事やお金の役割を学ぶ機会の創出だけでなく、地域への愛着の醸成や提供する側へのメリットもあり、今後継続する中で地域内における良い循環が生まれることを期待する。</p> <p>【改善すべき点】子育てサロンの満足度が比較的低いところが気になる。大人体験事業について拡充するなど、平日利用者を増やす取り組みにも注力して欲しい。また、新しいデジタルコンテンツや体験キットの開発に力を注ぐなど、5カ年計画通り進められるよう拡充が望まれる。</p> <p>【その他注意点】前事業者からの引き継ぎにあたり、HPの更新が大幅に遅れたことは残念である。</p>			
		B 西新井文化ホール事業及び利用者支援の取り組み	西新井文化ホール 仕様書や事業計画、5カ年計画に沿った事業が提供されているか	指定管理者	担当課	評価委員
1	文化交流の場となる環境づくり ◆文化団体と連携した協創事業の実施、文化芸術に関する情報収集等、文化交流の場となる環境づくり など			4.0	4.0	13.0
2	区民応援型事業の実現 ◆音楽四団体の支援、「歓喜の演」及び「プリランテ」、「足立区音楽祭」の支援			1.0	1.0	
3	エンターテインメント型ホールとして興行事業の実施 ◆文化・芸術・エンターテインメント鑑賞事業年間21本以上 など			5.0	5.0	
4	エンターテインメント型ホールとして興行事業の成果 ◆動員率75%以上、顧客満足率85%以上、リピート希望率85%以上 など			3.0	3.0	
指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】オリパラ気運を高める提案事業として、日本の伝統文化の魅力を体験できるイベント「ジャパンフェスタインアダチ」を開催。40種の体験プログラムと9つのホールイベントで全館一体となり、延べ人数10,213名を記録。足立区の恒例行事として定着を目指す。</p> <p>【改善すべき点・課題等】</p>					
区記入欄	【特記事項】区民応援型事業について計画通りに実施できなかった事業が複数見受けられたため、減点とした。					
評価委員記入欄	<p>【評価すべき点】「大ひょうげん」はコンテンツの見せ方がわかりやすい。</p> <p>【改善すべき点】文化ホールのミッション及びビジョンを明確にするべき。また、広報期間を含め、広報戦略の更なる工夫が望まれる。クラシックの入門事業など、前指定管理者から引き続き集客に苦戦しているものについては、継続の是非や、継続するのであれば戦略立案が必要である。</p> <p>【その他注意点】すべての事業で目標集客数880名を目指すのではなく、事業別にそれまでの実績等を分析した上で、目標集客数を定め、それに向けた広報戦略を考える方が現実的なのではないか。「大ひょうげん」を観覧した子供たちが次は発表者になりたいと思うような効果的なサイクルを工夫してほしい。</p>					

		評価点			
適切な利用状況となっているか (環境の変化など外部要因を考慮)		指定管理者	担当課	評価委員	
C 利用の状況	1	利用状況が基準を達成している ◆利用率の基準値超又は利用者数の過去3年平均比増 利用率基準値/ホール65% 利用者数 (1,518,626人)	3.0	3.0	3.0 (満点=5点)
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】 ジャパンフェスタインアダチをはじめ、イリュージョンマジックショーのプロモーションイベント、防災イベントや四季折々のイベントなど大規模の交流事業の実施によって、151万人を達成できた。			
	区記入欄	【改善すべき点・課題等】			
	評価委員記入欄	【特記事項】			
	評価委員記入欄	【評価すべき点】 【改善すべき点】 有料のホール公演の集客率を上げるためのマーケティング戦略が必要である。また、区民の利用率を上げるための努力も引き続き行ってほしい。 【その他注意点】 年間総体験者数の算出方法を、いま一度検討した方が良いのではないかと。また足立区在住の子どもたちの利用率を高める工夫を示してほしい。			
利用者の満足を得られているか(評価点×2)		評価点×2			
		指定管理者	担当課	評価委員	
D 利用者の満足度 (アンケート調査等による)	1	運営満足度 ◆職員の接客態度、説明や事務処理の的確さ		10.0	32.0 (満点=40点)
	2	施設・設備満足度 ◆施設の清潔さ、使いやすさ、館内表示 など		8.0	
	3	事業満足度 ◆事業内容の充実 など		6.0	
	4	利用効果 ◆利用効果、意欲の向上 など		8.0	
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】			
区記入欄	【改善すべき点・課題等】				
評価委員記入欄	【特記事項】				
	評価委員記入欄	【評価すべき点】 利用者アンケートでは、概ね高評価を得ている。 【改善すべき点】 事業内容の充実に関して、より高評価が得られるよう、利用者の声なき声にも耳を傾ける努力をしていただきたい。 【その他注意点】 満足度などを問うアンケートの項目について、今一度検討した方が良いのではないかと。また、アンケート結果だけを目安にするのではなく、日ごろから利用者の生の声に耳を傾ける努力も必要と考える。足立区のギャラクシティとして区民が親しみ誇れる施設にしてほしい。			
合計点		88.0 (満点=150点)	110.0 (満点=180点)	111.0 (満点=180点)	
特記事項 (評価委員会による総合評価を記入)	<p>・当館の広範かつ膨大な事業を引き継ぐだけで手一杯であったことは推察できるが、指定管理者の交代時期であったことを差し引いても、運営全体に余裕がなく、未達成の部分、手が付けられない面等も目立つ内容になってしまった。全体として、質・量ともに改善すべき点があった。次年度は健全な財務立て直しを図ることが最優先事項になる。利用者数・利用率と、管理状況の収益事業の対策は関連しており、個別の事業・企画ごとに両面からの検討をされたい。</p> <p>・安全関係について、次年度以降は1年目の経験を踏まえた改善や対策がなされるものと期待する。ヒヤリハットや事故の発生は、それ自体は必ずしも運営上の問題に起因するものではないから、発生した事象に積極的に対応して区と情報共有をしていただきたい。</p> <p>・新たなコンテンツの導入について、高評価を得ている部分はあるものの、既存のコンテンツを充実及び発展させることにも注力して頂きたい。子ども未来創造館は幼児連れの家族ばかりでなく、小中学生にとって魅力的な場所であるべきで、そのためにも新しいコンテンツ開発が不可欠である。</p> <p>・西新井文化ホールについて、ミッションとビジョンを明確にした上で、区民の顕在的・潜在的なニーズを組み取り、独自性や発展性のあるプログラミングとそれに伴う広報戦略も再度見直して欲しい。特に、西新井文化ホールの知名度をもう少し上げるためにも、既存のホール事業の固定概念を覆すような(区外からも先進事例として注目されるような)斬新な事業を一つ持っておけると良いのではないかと。</p>				

【評価委員会評価結果】



※評価結果は評価委員会が行う。
 ※小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			74%~55%			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
180点	108点	162点以上	150点以上 161点以下	135点以上 149点以下	121点以上 134点以下	107点以上 120点以下	98点以上 106点以下	97点以下
得点率		90%以上	89%~84%	83%以下	67%以上	66%~60%	59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、 「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年11月12日

件 名	(旧) 足立区野外レクリエーションセンターのバンガロー等解体工事について																								
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課																								
内 容	<p>(旧) 足立区野外レクリエーションセンターのバンガロー等の解体工事について、当初令和元年度中に行う予定であったが、資産管理部営繕管理課の解体工事の自主設計の結果を踏まえ、下記のとおり2か年にて実施することとなった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 2か年を要する理由</p> <p>(1) 一部アスベスト含有材を使用している建物があり、関係法令に基づいた処理が必要なため、解体工事に時間を要する。</p> <p>(2) バンガロー周辺に倒木及び倒木のおそれのある樹木が複数本あり、事前の撤去作業が必要である。</p> <p>(3) 施設内市道側にある複数の樹木の枝が上空占有状態であり、通学路の通行にも支障をきたしているとの近隣住民の要望から、解体工事に先立ち早急な伐採が必要である。</p> <p>2 バンガロー等の解体工事の内容</p> <table border="1" data-bbox="411 1317 1402 1839"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">当初</td> <td>工事見積額</td> <td>10,219千円</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>バンガロー等解体工事</td> </tr> <tr> <td>工事工期</td> <td>令和2年3月中旬</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">変更</td> <td>工事見積額</td> <td>9,000千円</td> <td>29,000千円</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>① テントサイト及びバンガロー棟のデッキ撤去 ② 樹木の伐採及び倒木処理</td> <td>① バンガロー等解体工事(アスベスト含有部分)</td> </tr> <tr> <td>工事工期</td> <td>令和2年2月中旬</td> <td>令和2年9月中旬</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度及び令和2年度の工事について、それぞれ別事業者が行うため、債務負担行為の設定は無し。</p>					令和元年度	令和2年度	当初	工事見積額	10,219千円	—	工事内容	バンガロー等解体工事	工事工期	令和2年3月中旬	変更	工事見積額	9,000千円	29,000千円	工事内容	① テントサイト及びバンガロー棟のデッキ撤去 ② 樹木の伐採及び倒木処理	① バンガロー等解体工事(アスベスト含有部分)	工事工期	令和2年2月中旬	令和2年9月中旬
		令和元年度	令和2年度																						
当初	工事見積額	10,219千円	—																						
	工事内容	バンガロー等解体工事																							
	工事工期	令和2年3月中旬																							
変更	工事見積額	9,000千円	29,000千円																						
	工事内容	① テントサイト及びバンガロー棟のデッキ撤去 ② 樹木の伐採及び倒木処理	① バンガロー等解体工事(アスベスト含有部分)																						
	工事工期	令和2年2月中旬	令和2年9月中旬																						
問 題 点 今後の方針	近隣住民への影響に配慮し、解体工事を進めていく。																								

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年11月12日

件 名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区生涯学習センターの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、図書室・視聴学習室の利用時間及び駐車場の開場時間に関わる規定の整備を行うため、規則の一部を改正した。</p> <p>2 主な改正内容 現在、午前10時から午後8時までとしている図書室・視聴学習室の利用時間及び午前8時から午後10時までとしている駐車場の開場時間について、規定を変更した。 詳細は、別紙2新旧対照表のとおり。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページ等で周知を行う。

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年 3月31日教育委員会規則第12号</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(図書室・視聴学習室の利用)</p> <p>第4条 図書室・視聴学習室の利用時間は、<u>午前10時から午後8時まで</u>とする。</p> <p>2 条例第7条第2項の規定による図書室・視聴学習室の利用は図書室・視聴学習室利用簿によらなければならない。</p> <p>3 教育委員会が特に定める期間は、利用を制限することができる。</p> <p>第5条～第6条 (省略)</p> <p>(駐車場の使用)</p> <p>第7条 駐車場は、施設を利用しようとする者又は教育委員会が必要と認めたもの以外は使用できない。</p> <p>2 駐車場の開場時間は、<u>午前8時から午後10時まで</u>とする。</p> <p>3 教育委員会は、駐車場の使用に関して生じた損害については、原則として責任を負わないものとする。</p> <p>第8条～第19条 (省略)</p>	<p>○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年 3月31日教育委員会規則第12号</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(図書室・視聴学習室の利用)</p> <p>第4条 図書室・視聴学習室の利用時間は、<u>1月5日から12月27日までは午前10時から午後8時までとし、1月4日及び12月28日は午前10時から午後6時まで</u>とする。</p> <p>2 条例第7条第2項の規定による図書室・視聴学習室の利用は図書室・視聴学習室利用簿によらなければならない。</p> <p>3 教育委員会が特に定める期間は、利用を制限することができる。</p> <p>第5条～第6条 (現行のとおり)</p> <p>(駐車場の使用)</p> <p>第7条 駐車場は、施設を利用しようとする者又は教育委員会が必要と認めたもの以外は使用できない。</p> <p>2 駐車場の開場時間は、<u>1月5日から12月27日までは午前8時から午後10時までとし、1月4日及び12月28日は午前8時から午後6時30分まで</u>とする。</p> <p>3 教育委員会は、駐車場の使用に関して生じた損害については、原則として責任を負わないものとする。</p> <p>第8条～第19条 (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
別表第1（第8条関係）～別表第4（第9条関係）（省略） 様式第1号（第2条関係）～様式第15号（第15条関係）（省略）	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和 年 月 日教委規則第 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> 別表第1（第8条関係）～別表第4（第9条関係）（現行のとおり） 様式第1号（第2条関係）～様式第15号（第15条関係）（現行のとおり）

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年11月12日

件 名	足立区地域体育館条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>足立区地域体育館条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区地域体育館の年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、駐車場開場時間に係わる規定の整備を行うため、規則の一部を改正した。</p> <p>2 主な改正の内容 現在、午前8時30分から午後9時30分までとしている駐車場開場時間について、規定を変更した。 詳細は、別紙3新旧対照表のとおり。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページ等で周知を行う。

足立区地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区地域体育館条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日足立区規則第 34 号</p> <p>第 1 条～第 11 条 (省略)</p> <p>(駐車場の使用)</p> <p>第12条 駐車場は、施設の利用及び申込み等に係る者が使用することができる。</p> <p>2 駐車場の開場時間は、午前 8 時30分から午後 9 時30分までとする。</p> <p><u>3</u> 駐車場の使用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p><u>4</u> 駐車場の使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 区が主催する体育、スポーツ等の行事に使用し、事前に承認を得た者が自動車を駐車させるとき。 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が乗車している自動車を駐車させるとき。 (3) 前 2 号に規定するもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</p> <p><u>5</u> 駐車場を使用できる自動車は、区長が別に定める。</p> <p><u>6</u> 区長は、駐車場の使用に関して生じて損害については、原則として責任を負わないものとする。</p>	<p>○足立区地域体育館条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日足立区規則第 34 号</p> <p>第 1 条～第 11 条 (現行のとおり)</p> <p>(駐車場の使用)</p> <p>第12条 駐車場は、施設の利用及び申込み等に係る者が使用することができる。</p> <p>2 駐車場の開場時間は、午前 8 時30分から午後 9 時30分までとする。<u>ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、区長の承認を得て、前項の開場時間を変更することができる。</u></p> <p><u>4</u> 駐車場の使用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p><u>5</u> 駐車場の使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 区が主催する体育、スポーツ等の行事に使用し、事前に承認を得た者が自動車を駐車させるとき。 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が乗車している自動車を駐車させるとき。 (3) 前 2 号に規定するもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</p> <p><u>6</u> 駐車場を使用できる自動車は、区長が別に定める。</p> <p><u>7</u> 区長は、駐車場の使用に関して生じて損害については、原則として責任を負わないものとする。</p>

改正前	改正後
第 13 条～第 21 条（省略） 別表（第12条関係）（省略）	第 13 条～第 21 条（現行のとおり） 別表（第12条関係）（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年11月12日

件 名	足立区営運動場条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>下記のとおり、足立区営運動場条例施行規則の一部を改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区平野運動場の年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日に係わる規定の整備を行うため、規則の一部を改正した。</p> <p>2 主な改正の内容 現在、休館となっている12月28日と1月4日を開館することに伴い、足立区営運動場条例に休館日に係わる規定を整備したため、本規則の休館日に係わる規定を削除した。 詳細は、別紙4新旧対照表のとおり。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページ等で周知を行う。

足立区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区営運動場条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 35 号</p> <p>第 1 条～第 8 条（省略）</p> <p>（休場日） <u>第 9 条 運動場の休場日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。</u> <u>(1) 1 月 1 日から同月 4 日まで</u> <u>(2) 12 月 28 日から同月 31 日まで</u></p> <p>（指定管理者の公募） 第 10 条 条例第 12 条第 2 項の規定により指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示して行うものとする。 (1) 施設の名称 (2) 申込方法 (3) 応募資格 (4) 指定管理者が行う業務の範囲 (5) 指定期間 (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p>（指定の申請） 第 11 条 条例第 13 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。 (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 (2) 法人にあっては登記事項証明書</p>	<p>○足立区営運動場条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 35 号</p> <p>第 1 条～第 8 条（現行のとおり）</p> <p><u>削除</u></p> <p>（指定管理者の公募） 第 9 条 条例第 12 条第 2 項の規定により指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示して行うものとする。 (1) 施設の名称 (2) 申込方法 (3) 応募資格 (4) 指定管理者が行う業務の範囲 (5) 指定期間 (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p>（指定の申請） 第 10 条 条例第 13 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。 (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 (2) 法人にあっては登記事項証明書</p>

改正前	改正後
<p>(3) 納税証明書</p> <p>(4) 直近3事業年度の決算書類</p> <p>(5) 類似施設等管理運営実績資料</p> <p>(6) 平野運動場運営事業計画書</p> <p>(7) 平野運動場の管理に係る収支計画書</p> <p>(8) 平野運動場管理運営費明細書</p> <p>(9) 社員・従業員調書</p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類</p> <p>(指定の通知)</p> <p>第12条 区長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者指定通知書により通知する。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第13条 条例第13条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。</p> <p>(協定)</p> <p>第14条 指定管理者は、運動場の管理に関する次に掲げる事項について、区長と協定を締結するものとする。</p>	<p>(3) 納税証明書</p> <p>(4) 直近3事業年度の決算書類</p> <p>(5) 類似施設等管理運営実績資料</p> <p>(6) 平野運動場運営事業計画書</p> <p>(7) 平野運動場の管理に係る収支計画書</p> <p>(8) 平野運動場管理運営費明細書</p> <p>(9) 社員・従業員調書</p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類</p> <p>(指定の通知)</p> <p>第11条 区長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者指定通知書により通知する。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第12条 条例第13条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。</p> <p>(協定)</p> <p>第13条 指定管理者は、運動場の管理に関する次に掲げる事項について、区長と協定を締結するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 事業計画に関する事項 (2) 事業の実績報告に関する事項 (3) 施設使用料の収納及び還付に関する事項 (4) 管理に要する費用に関する事項 (5) 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項 (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項 (7) 前各号に掲げるもののほか、運動場の管理に関し必要な事項</p> <p>(様式) 第 <u>15</u> 条 この規則における書類の様式は、別に定める。</p> <p>(委任) 第 <u>16</u> 条 この規則に定めるもののほか、運動場の管理及び運営について必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>別表（第4条の2関係）（省略）</p>	<p>(1) 事業計画に関する事項 (2) 事業の実績報告に関する事項 (3) 施設使用料の収納及び還付に関する事項 (4) 管理に要する費用に関する事項 (5) 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項 (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項 (7) 前各号に掲げるもののほか、運動場の管理に関し必要な事項</p> <p>(様式) 第 <u>14</u> 条 この規則における書類の様式は、別に定める。</p> <p>(委任) 第 <u>15</u> 条 この規則に定めるもののほか、運動場の管理及び運営について必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>別表（第4条の2関係）（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年11月12日

件 名	足立区温水プール条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>足立区温水プール条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区竹の塚温水プールの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、使用時間に係わる規定の整備を行うため、規則の一部を改正した。</p> <p>2 主な改正の内容 現在、午前9時30分から午後8時30分までとしている使用時間について、規定を整備した。 詳細は、別紙5新旧対照表のとおり。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページ等で周知を行う。

足立区温水プール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後												
<p>○足立区温水プール条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 36 号</p>	<p>○足立区温水プール条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 36 号</p>												
<p>第 1 条～第 7 条（省略）</p> <p>（使用時間） 第 8 条 施設の使用時間は、次の区分により区長の承認を受けた時間とする。</p>	<p>第 1 条～第 7 条（現行のとおり）</p> <p>（使用時間） 第 8 条 施設の使用時間は、次の区分により区長の承認を受けた時間とする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>午前 9 時から午後 9 時まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用時間	プール	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	会議室	午前 9 時から午後 9 時まで	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>午前 9 時から午後 9 時まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用時間帯	プール	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	会議室	午前 9 時から午後 9 時まで
種別	使用時間												
プール	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで												
会議室	午前 9 時から午後 9 時まで												
種別	使用時間帯												
プール	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで												
会議室	午前 9 時から午後 9 時まで												
<p>2 前項の使用時間は、使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用終了後の原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>3 区長が特に必要と認めたときは、<u>使用時間の一部又は全部の使用を停止することができる。</u></p>	<p>2 前項の使用時間は、使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用終了後の原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>3 区長が特に必要と認めたときは、<u>第 1 項の使用時間帯を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めたときは、区長の承認を得て、第 1 項の使用時間帯を変更することができる。</u></p>												
<p>第 9 条～第 21 条（省略）</p> <p>別表（第 9 条関係）（省略）</p>	<p>第 9 条～第 21 条（現行のとおり）</p> <p>別表（第 9 条関係）（現行のとおり）</p>												
	<p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>												

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年11月12日

件 名	足立区立千寿本町小学校温水プール条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>足立区立千寿本町小学校温水プール条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区立千寿本町小学校温水プールの年末年始(12月28日及び1月4日)の開館に伴い、使用時間及び休館日に係わる規定の整備を行うため、規則の一部を改正した。</p> <p>2 主な改正の内容 現在、休館となっている12月28日と1月4日を開館するため、使用時間及び休館日に係わる規定を変更した。 詳細は、別紙6新旧対照表のとおり。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページ等で周知を行う。

足立区千寿本町小学校温水プール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区千寿本町小学校温水プール条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 38 号</p> <p>第 1 条～第 2 条（省略）</p> <p>（使用対象日等） 第 3 条 条例第 3 条に規定する使用承認の対象日及び<u>時間帯（以下「使用対象日等」という。）</u>については、別表第 1 に定める範囲内で区長が別に定める。</p> <p>2 区長は、特別の事情があると認めるときは、<u>使用対象日等を変更し、又は使用対象日等と定めた日若しくは時間帯を温水プールの休館日とすることができる。</u></p> <p>（休館日） 第 4 条 温水プールの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 1 月 1 日から<u>同月 4 日</u>まで (2) <u>12 月 28 日</u>から同月 31 日まで</p> <p>第 5 条～第 23 条（省略）</p> <p><u>別表第 1</u>（第 3 条関係）（省略）</p>	<p>○足立区千寿本町小学校温水プール条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 38 号</p> <p>第 1 条～第 2 条（現行のとおり）</p> <p>（使用対象日等） 第 3 条 条例第 3 条に規定する使用承認の対象日及び<u>時間帯</u>については、別表第 1 に定める範囲内で区長が別に定める。</p> <p>2 区長は、特別の事情があると認めるときは、<u>前項の時間帯を変更することができる。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、区長の承認を得て、同項の時間帯を変更することができる。</u></p> <p>（休館日） 第 4 条 温水プールの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 1 月 1 日から<u>同月 3 日</u>まで (2) <u>12 月 29 日</u>から同月 31 日まで</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、区長の承認を得て、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p>第 5 条～第 23 条（現行のとおり）</p> <p><u>別表</u>（第 3 条関係）（現行のとおり）</p> <p>付 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年11月12日

件 名	足立区東綾瀬公園温水プール条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>下記のとおり、足立区東綾瀬公園温水プール条例施行規則の一部を改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区東綾瀬公園温水プールの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、使用時間に係わる規定の整備を行うため、規則の一部を改正した。</p> <p>2 主な改正の内容 現在、午前9時30分から午後8時30分までとしている使用時間について、規定を変更した。 詳細は、別紙7新旧対照表のとおり。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページ等で周知を行う。

足立区東綾瀬公園温水プール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後								
<p>○足立区東綾瀬公園温水プール条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 40 号</p> <p>第 1 条～第 10 条（省略）</p> <p>（使用時間） 第 11 条 施設の使用時間は、次の区分により区長の承認を受けた時間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 85%;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の使用時間は、使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用終了後の原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>3 区長が特に必要と認めたときは、<u>使用時間の全部又は一部の使用を停止することができる。</u></p> <p>第 12 条～第 23 条（省略）</p>	種別	使用時間	プール	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	<p>○足立区東綾瀬公園温水プール条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 40 号</p> <p>第 1 条～第 10 条（現行のとおり）</p> <p>（使用時間） 第 11 条 施設の使用時間は、次の区分により区長の承認を受けた時間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 85%;">使用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の使用時間は、使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用終了後の原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>3 区長が特に必要と認めたときは、<u>第 1 項の使用時間帯を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めたときは、区長の承認を得て、第 1 項の使用時間帯を変更することができる。</u></p> <p>第 12 条～第 23 条（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	種別	使用時間帯	プール	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
種別	使用時間								
プール	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで								
種別	使用時間帯								
プール	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで								